第1章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1

計画策定の背景と目的

(1) 座間市のこれまでの取組

座間市(以下「本市」という。)では、環境問題が国内にとどまらず、地球規模まで広がる中で、生活環境や自然環境、地球環境の保全の推進が必要不可欠であることから、本市の環境行政の方向性を示す「座間市環境保全行政施策推進指針(以下「指針」という。)」を平成9(1997)年に策定しました。これまで市では、緑、水、大気、資源・廃棄物、環境学習の5つ柱の指針に基づき、「「市民」「事業者」「行政」の行動計画書」を策定し、三者が一体となって環境保全に取り組んできました。

しかし、環境問題がさらに複雑化、深刻化していること、指針による環境行政の推進は 実効性に欠けるという問題点があったことから、様々な環境問題に総合的、効果的に対応 するため、平成24(2012)年に「座間市環境基本条例(以下「基本条例」という。)」 を施行しました。そして、基本条例に基づき、具体的な行動計画や数値目標を設定し、これ まで以上に市・市民・事業者が協働して本市の良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、 「座間市環境基本計画(以下「前計画」という。)」を平成26(2014)年3月に策定 しました。前計画は、上位計画である「第四次座間市総合計画」との整合を図るため計画期 間を令和4(2022)年度まで2年間延伸し、社会情勢や関連計画の更新状況を鑑み、計 画内容を一部改定しました。

(2)環境を取り巻く近年の社会動向

前計画を策定後も環境を取り巻く動向は、目まぐるしく変化しています。平成27(2015)年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)*において、気候変動*政策に関する令和2(2020)年以降の新たな枠組み「パリ協定」が採択され、国連サミット*では、令和12(2030)年に向けた「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。我が国でも、「第五次環境基本計画」(平成30(2018)年閣議決定)において、SDGsの考え方を活用して環境政策による経済・社会的課題の「同時解決」の実現を目指しています。さらに、深刻化する地球温暖化*や気候変動影響、近年顕在化したプラスチックごみ問題や食品口ス問題等に対して国内外で対策が行われており、資源・環境問題の解決と持続可能な発展を目指す動きが活発になっています。

(3)地球温暖化対策をめぐる社会動向

世界の平均気温は上昇し続けており、気候変動の影響と考えられる気象災害が国内外で発生しています。令和3(2021)年に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)*第6次評価報告書・第1作業部会報告書においては「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」と断定されました。

国は、地球温暖化の原因となっている温室効果ガス*を削減し、パリ協定の目標を達成するため、令和2(2020)年に「カーボンニュートラル*宣言」を行いました。これを受け、「2050年カーボンニュートラル」の長期目標と整合的で、野心的な目標として「2030年度までに2013年度比46%削減」を目指すことを表明しました。令和32(2050)年には温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指して、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行う「緩和策」として、再生可能エネルギー*の最大限導入などによる安定的なエネルギー供給などに取り組んでいくとしています。

また、気候変動の影響は既に顕在化しており、「緩和策」とともに、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減する「適応策」を推進する必要があります。国は、平成30(2018)年に「気候変動適応法」を公布し、地方公共団体は「地域気候変動適応計画」の策定を努力義務とし、地域の自然的経済的社会的状況に応じた適応策を講じていくことが求められています。

(4)計画の目的

前計画の計画期間満了に伴い、近年の環境をめぐる社会動向を踏まえ、「第2次座間市環境基本計画(以下「本計画」という。)」を策定します。本計画は、基本条例に基づき、本市のかけがえのない恵み豊かな環境を保全及び創造し、将来世代へ引き継ぐことを目的としています。また、本市の環境の将来像である「望ましい環境像」や、それを実現するための目標と具体的な市の施策、市・市民・事業者それぞれの役割を示し、各主体が各々の役割を果たすための、また一体となって取組を進めていくための手掛かりとなるものです。

また、本市においては、令和4(2022)年2月14日に、地球温暖化という課題にこれまで以上に向き合い、持続可能な社会の実現に向けて「2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」を目指す「座間市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。本計画に、地球温暖化の原因である温室効果ガス排出量を削減する具体的対策を示す「座間市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「座間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、気候変動による影響に対応して、被害を回避・軽減していくための具体的対策を示す「座間市地域気候変動適応計画」を内包し、ゼロカーボンシティの実現に向けて「緩和策」及び「適応策」を推進します。

計画の位置づけ

本計画は、基本条例第3条に定められた基本理念の実現に向け、同条例第9条に基づき 策定します。

座間市環境基本条例(抜粋)

(基本理念)

2

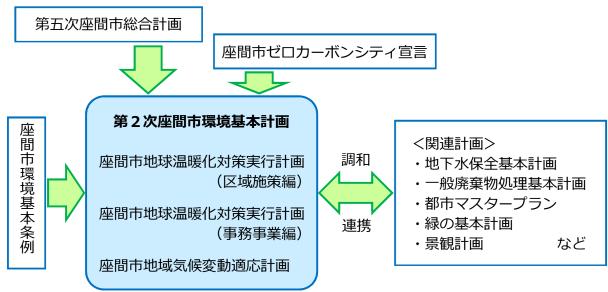
- 第3条 環境の保全及び創造は、市の施策の策定等における市、市民及び事業者との協働を通じて、全ての市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境の実現を図り、地域の歴史、風土、文化、暮らし、景観等を守り生かしながら、これを将来の世代に継承していくことを旨として行わなければならない。
- 2 地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域環境が地球環境に深く関わっていることから、市、市民及び事業者が自らの課題であると捉え、それぞれの日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(環境基本計画)

第9条 市長は、市における総合的かつ計画的な環境行政の推進を図るため、座間市環境 基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

本計画は、「第五次座間市総合計画」に基づいた市の将来都市像を実現するための環境 分野に関する計画でもあり、本市が策定した地下水、一般廃棄物、まちづくり、緑などに関 する様々な計画とも調和、連携を図ります。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

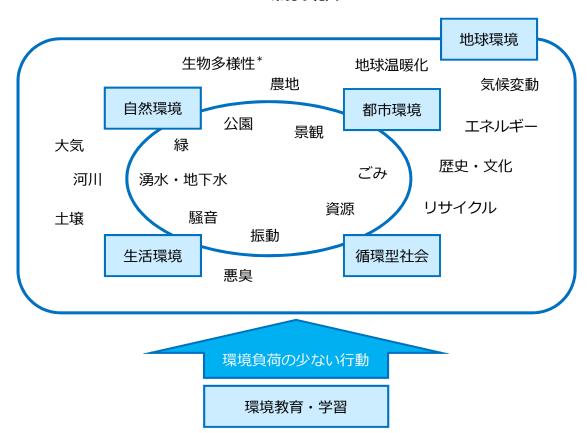
計画期間は、令和5(2023)年度から令和12(2030)年度までの8年間とします。

ただし、計画の期間内においても、必要に応じて適宜見直すこととし、計画が今後の社 会経済状況などの変化に適応できるように努めます。

4 計画の対象

本計画における環境の範囲は、緑、水、騒音、ごみなどの身近な環境から地球温暖化などの地球規模の環境まで、幅広い環境を対象とします。

■環境の範囲



第2章 環境の現状と課題

第2章 環境の現状と課題

1

環境を取り巻く社会動向

(1) 国際的な動向

①持続可能な開発のための2030アジェンダ・持続可能な開発目標(SDGs)

平成27(2015)年に開催された国連サミットにおいて採択され、持続可能な開発目標(SDGs)が掲げられました。SDGsは、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され、経済、社会及び環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。

■持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴール

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



出典:国際連合広報センター

②パリ協定

平成27(2015)年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、気候変動によるリスクを抑制するために採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2 $^{\circ}$ よりも十分低く保つとともに、1.5 $^{\circ}$ に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標としています。その後、令和3(2021)年に開催されたCOP26では、1.5 $^{\circ}$ 目標を達成するためには、地球温暖化対策を加速させる必要があることが強調されました。

(2)国の動向

1第五次環境基本計画

3つの目指すべき社会の姿が掲げられ、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくとともに、分野横断的な6つの重点戦略(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)が示されました。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしています。

農山漁村 自然資源・生態系サービス ・食料、水、木材・自然エネルギー 自立分散型社会 (地域資源【自然・物質・人材・資金】の循環) 水質浄化、自然災害の防止 等 森 里 都市 自立分散型社会 域資源【自然・物質・人材・資金】の循環) Ш 海 資金・人材などの提供 リズム等、自然保全活動への参加 ・地域産品の消費 ・社会経済的な仕組みを通じた支援 地域ファンド等への投資 等

■第五次環境基本計画における「地域循環共生圏」の考え方

出典:「第五次環境基本計画の概要」(環境省)

②地球温暖化対策の推進に関する法律

令和3(2021)年5月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)が改正され、「2050年カーボンニュートラル社会の実現」を目指すことが基本理念として位置づけられました。地方自治体においては、地域の再工ネを活用した脱炭素化を促進する事業に係る方針等を定めるよう努めるとし、地域の脱炭素化の促進が求められています。

③地球温暖化対策計画

令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標を平成25(2013)年度比46%削減とし、「2050年カーボンニュートラル」(温室効果ガス排出量実質ゼロ)の実現に向け、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現、国土・都市・地域空間における分野横断的な脱炭素化等の取組に加え、循環経済(サーキュラーエコノミー)*への移行やNbS(自然を活用した解決策)*の取組を進めるとしています。

4 気候変動適応計画

気候変動影響による被害の防止・軽減を目指して網羅的に適応策を示しており、人口減少やアフターコロナなどの社会経済的視点、適応復興やNbSといった新たな視点が考慮されています。

⑤第6次エネルギー基本計画

長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給のために策定され、「2050年カーボンニュートラル」の表明を受け、令和12(2030)年度における再生可能エネルギーの導入目標を36~38%としています。

6第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会を形成するためには、持続可能な社会の実現を見据え、循環型社会に至る中 長期的な方向性を各主体が共有した上で、相互に連携・協働しながら自らの役割を果たし ていくことが必要不可欠となるとしています。

⑦食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスを削減するための基本的な視点として、①各主体が課題に取り組むよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用することを明記しています。

⑧プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable*)を促進するための措置事項が示されています。

⑨次期生物多様性国家戦略 素案(生物多様性国家戦略小委員会(第4回))

令和12(2030)年度までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる(ネイチャーポジティブ)という目標を掲げ、達成のための基本戦略として、①生態系の健全性の回復、②自然を活用した社会課題の解決、③事業活動への生物多様性・自然資本の統合、④生活・消費活動における生物多様性との再統合、⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進が示されています。

基本戦略①生態系の健全性の回復の個別目標として、令和12(2030)年までに陸域と海域のそれぞれ30%以上を自然環境エリアとして保全する目標「30by30」を設定し、その実現に向けては、国立・国定公園の指定・拡張等の保護地域による保全に加え、里地里山や企業林、社寺林などのように地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地の保全を促進する「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(0ECM)」による保全の重要性が注目されています。

(3)神奈川県の動向

①神奈川県環境基本計画

基本目標の「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」の実現に向けて「持続可能な社会の形成」、「豊かな地域環境の保全」及び「神奈川のチカラとの協働・連携」の3つの大柱を掲げ、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

②神奈川県地球温暖化対策計画

事業者や県民の自主的な温暖化対策の促進を図り、エネルギー多消費型の社会から脱炭素社会への転換を促すことを目的として、平成22(2010)年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定しました。当計画の平成28(2016)年の改定時には「気候変動適応計画」が内包され、①地球温暖化の影響の把握、②対策の研究、技術支援、③影響や対策についての普及啓発を進めています。

その後、地球温暖化等の気候変動をめぐる社会・経済情勢の急激な変化等を踏まえ、令和4(2022)年3月に計画を改定し、国の新たな温室効果ガス削減目標の県内での達成を目指して令和12(2030)年度の中間目標を平成25(2013)年度比46%削減とし、令和32(2050)年度の長期目標は「脱炭素社会の実現」を目指すとしました。また、緩和策及び適応策の追加、長期目標達成に向けたビジョンの追加がなされました。

③かながわ脱炭素ビジョン2050

令和32(2050)年脱炭素社会の実現に向かっていくために、県民、企業・団体、行政の各主体が目指すべき姿(将来像)や、今からできる行動の選択肢などを提示するものです。徹底的な省工ネを前提に、「再生可能エネルギー」、「電化」、「DX(デジタルトランスフォーメーション)*」を脱炭素社会実現に向けたキーワードとしています。また、エリア別ビジョンを掲げており、本市を含む県央地域圏の将来像は、「ロボット産業を基盤とした新たなビジネスと街づくりが展開されています」としています。

4かながわ気候非常事態宣言

近年の大型台風等により甚大な被害を受けており、今後もこのような異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されていることから、「いのちを守る持続可能な神奈川」の実現に向けて、「今のいのちを守るため、風水害対策等の強化」、「未来のいのちを守るため、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組の推進」、「気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実」を基本的な柱として、災害に強いまちづくりなどの「適応策」と温室効果ガスの削減を図る「緩和策」などに「オール神奈川」で取り組んでいく気候非常事態を宣言しました。

⑤神奈川県循環型社会づくり計画

一般廃棄物・産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画であり、基本理念の 「廃棄物ゼロ社会」の実現に向けて、県民、事業者、行政がそれぞれ主体的に、相互に連携 して、循環型社会形成への取組を進めています。

6神奈川県食品ロス削減推進計画

食品ロスの削減目標として、県民1人1日当たりの家庭系食品ロス量及び県内で発生する事業系食品ロス量を令和12(2030)年度までに平成12(2000)年度比で半減させるとしています。目標達成のための施策として、「教育及び学習の振興・普及啓発等」、「食品関連事業者等の取組に関する支援」、「実態調査等の推進」、「情報の収集及び提供」、「未利用食品を提供するための活動の支援等」を推進しています。

⑦かながわプラごみゼロ宣言

平成30(2018)年夏、鎌倉市由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。これを「クジラからのメッセージ」として受け止め、SDGsの具体的な取組として、深刻化する海洋汚染、特にマイクロプラスチック*問題に取り組んでいます。令和12(2030)年度までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指しています。プラごみ削減に向け「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」として「ワンウェイプラ*の削減」、「プラごみの再生利用の推進」、「クリーン活動の拡大等」の3つの柱で取組を進めています。

⑧かながわ生物多様性計画

「地域の特性に応じた生物多様性の保全」及び「生物多様性の理解と保全行動の促進」 を目標とし、県土のエリアに即した取組、エリアをまたぐ取組によって生物多様性の保全 を進めるとともに、生物多様性に関する環境学習・教育を推進しています。

本市を含む「都市・近郊エリア」については、身近な自然を保全するため、都市公園の整備や適切な管理運営を行うとともに、トラスト制度*など多様な主体との連携・協働による緑地の保全、里地里山の保全等の促進、環境保全型農業*の推進などの取組を進めるとしています。また、相模川を含む「河川・湖沼及び沿岸エリア」については、生きものに配慮した川づくり等を進めるとしています。

(1)座間市の概況

①座間市の位置と地勢

本市は、東京都心から南西へ約40km、横浜市から西へ約20kmのところにあり、神 奈川県のほぼ中央に位置しています。

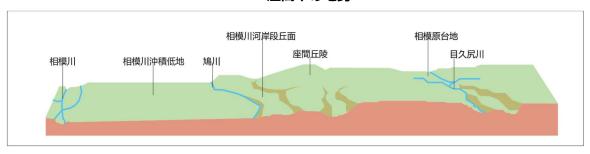
市域は、東部は相模原台地、中央部は座間丘陵、西部には相模川に沿った沖積低地が広 がっています。また、低地部には相模川、鳩川が、相模原台地部には目久尻川が南北方向に 流れ、起伏に富んだ地形を構成しています。

相模原台地に降った雨が地下に浸透して地下水となり、北から南へ流れ、本市で湧き出 しています。本市では、昔から湧水や地下水を利用した生活、また、農業や工業などに地下 水を利用した産業の形態が見られ、湧水や地下水は市民の生活にかけがえのないものにな っています。

■座間市の位置 東京都 山梨県 相模原市 座間市 神奈川県 相模湾 静岡県

出典:座間市都市マスタープラン

■座間市の地勢



出典:座間市都市マスタープラン

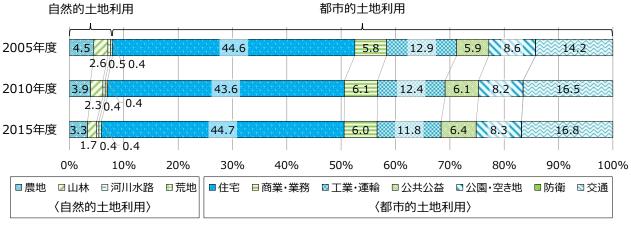
②面積と土地利用

本市の面積は、1,757haあり、東西に5.3km、南北に4.0kmの広がりがあります。

経済成長に基づく都市化の進展により、住宅や商業、工業などの都市的土地利用が進む中で、農地、山林などの自然的土地利用が守られ、「住宅都市」として発展してきました。平成27(2015)年度の土地利用の割合は、市街化区域では自然的土地利用が73.8ha(5.9%)、都市的土地利用が1,179.2ha(94.1%)です。都市的土地利用面積のうち住宅用地が4割強と最も多くを占めており、自然的土地利用や工業・運輸用地が減少する一方で、未利用地の宅地開発や、工業系から住居系、商業・業務系への土地利用の転換が進んでいます。

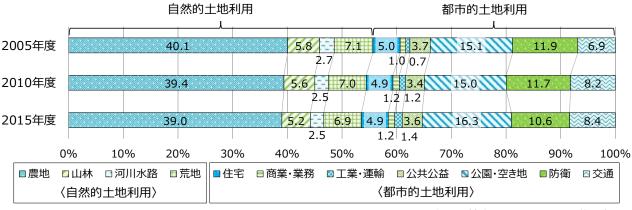
市街化調整区域では、自然的土地利用の面積が5割を超えており、このうち農地が最も 多くを占めています。土地利用面積比率の推移には、大きな変化はありません。

■土地利用面積比率の推移(市街化区域)



資料:神奈川県都市計画基礎調査

■土地利用面積比率の推移(市街化調整区域)



資料:神奈川県都市計画基礎調査

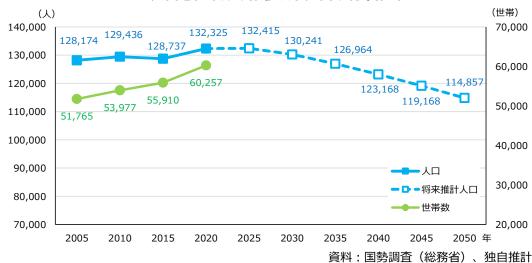
③人口と世帯数

高度経済成長期の昭和30年代から市内東部一帯に工場が進出し、また首都圏への人口集中に伴って急激に都市化が進み、昭和46(1971)年に県内17番目の市として市制が施行されました。

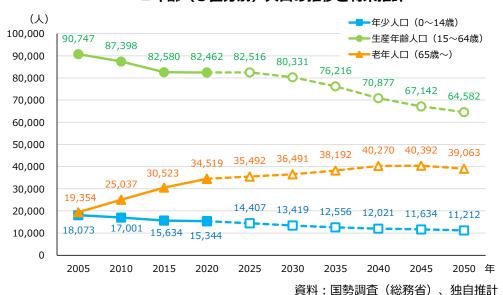
その後、バブル経済の崩壊や自動車関連企業の工場閉鎖という苦境に立たされながらも 人口は増加を続けており、令和4(2022)年度10月1日の人口は、133,010人 となっています。しかし、今後は減少に転じ、今後30年間で約2万人減少すると推計さ れています。

本市の年齢別人口における老年人口割合は、神奈川県下では比較的低い割合となっています。しかし、老年人口の割合は近年急速に高まり、今後も引き続き増加することが予想されます。

■人口と世帯数の推移及び人口の将来推計



■年齢(3区分別)人口の推移と将来推計



4産業

平成28(2016)年における事業所数は、平成18(2006)年と比較して減少していますが、一方で従業者数は平成18(2006)年より増加しています。

工業は、平成4(1992)年ごろから事業所数が徐々に減少していきますが、その一方で自動車関連企業の跡地に物流産業や先端的関連企業が立地するなど、新たな動きも見られます。

商業は、昭和60(1985)年頃から事業所数は減少しているものの、大型店舗数は増加傾向にあります。また、商店会や商工会、ボランティア団体などが活性化に向けて、ひまわり関連のイベントの開催など努力を重ねています。

■産業分類別の事業所数及び従業者数

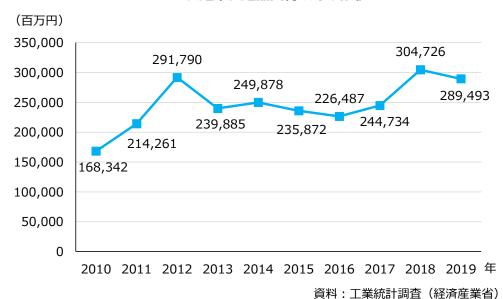
- INCOME STATE OF THE PARTY					
产光十八和	事業所数 (事業所)		従業者数 (人)		
産業大分類	2006年	2016年	2006年	2016年	
全産業	3,426	3,222	34,845	36,833	
農林漁業	4	6	23	21	
非農林漁業	3,422	3,216	34,822	36,812	
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	_	_	
建設業	360	384	2,136	2,144	
製造業	277	251	8,639	8,158	
電器・ガス・熱供給・水道業	3	1	54	7	
情報通信業	15	27	452	621	
運輸業、郵便業	69	100	1,830	3,591	
卸売業、小売業	734	670	7,117	7,461	
金融業、保険業	34	33	398	489	
不動産業、物品賃貸業	411	364	864	938	
学術研究、専門・技術サービス業	*	118	*	638	
宿泊業、飲食サービス業	462	388	2,756	3,056	
生活関連サービス業、娯楽業	*	316	*	1,689	
教育、学習支援業	157	109	1,638	731	
医療、福祉	224	286	3,196	4,997	
複合サービス事業	9	9	635	94	
サービス業(他に分類されないもの)	652	160	3,874	2,198	

資料:座間市統計要覧

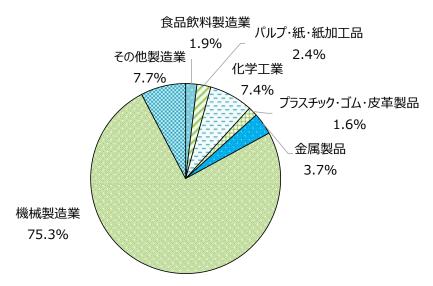
[※] 平成 19 (2007) 年に産業分類が見直され、「サービス業 (他に分類されないもの)」を分割し、新たに「学術研究,専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」が創設されました。

製造業の製造品出荷額等は、約2,000億円から3,000億円で推移しています。製造業のうち自動車関連の製造を含む機械製造業の製造品出荷額等が最も高く、本市の主要産業となっています。

■製造業製造品出荷額等の推移



■製造品出荷額等の業種別内訳(2019年)



資料:工業統計調查(経済産業省)

(2)地球環境

①現状と課題

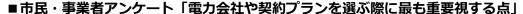
近年、日本各地において、記録的な猛暑や集中豪雨などによる自然災害が頻発し、私たちの生活に多大なる影響を及ぼす脅威となっています。地球温暖化という課題にこれまで以上に向き合い、豊富な地下水に代表されるような本市のかけがえのない自然を後世に引き継ぐため、本市は、令和4(2022)年2月に、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、市民・団体・事業者と協働して地球温暖化対策の取り組みを進めていく「座間市ゼロカーボンシティ宣言」をしました。

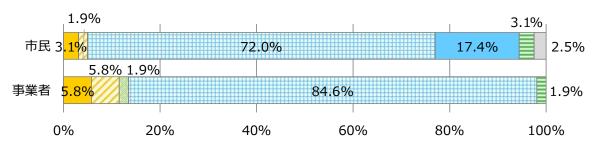
これまでも、住宅用太陽光発電設備や省エネルギー設備の購入費の一部を補助するスマートハウス*関連設備設置補助金や市主催イベントにおける啓発活動等を行ってきました。また、市の率先的な取組として座間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、市有施設への太陽光発電設備等の導入や市独自の環境マネジメントシステム*・ひまわり環境システムに基づく職員の取組の推進等を行っています。

ゼロカーボンシティ実現に向けて、本計画に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び地球温暖化対策実行計画(事務事業編)、地域気候変動適応計画を内包し、省エネルギー、再生可能エネルギー利用、交通の低炭素化、市役所における地球温暖化対策、気候変動影響への適応策を推進する必要があります。

②市民・事業者の意識

市民・事業者アンケート調査(令和3(2021)年11月実施)では、電力会社や契約プランを選ぶ際に最も重要視する点として1番多かったのは「料金が安くなるか」でした。ゼロカーボンシティの実現に向けて、低炭素電力*への切替えは重要な対策となるため、低炭素電力への切替えのメリットや手続き等について情報発信を充実する必要があります。





- ■CO2排出量の少ない電力を供給しているか
- ■地産地消(地域で生産された電気をその地域で消費)をしているか
- ■電気と都市ガスなどのセット割引があるか
- □無回答

- ☑再生可能エネルギー由来の電気であるか
- ■料金が安くなるか
- ■その他

(3) 自然環境

①現状と課題

相模川沿いの低地一帯では、豊かな田園地帯となっているほか、市中心部の座間谷戸山 公園や段丘部の斜面樹林などの自然が残っています。市民一人当たりの都市公園*の面積は 横ばいで推移していますが、水資源の涵養、土砂流失の防止、ヒートアイランド現象*の緩 和のためにも市内の緑地を保全し、緑化を推進していく必要があります。

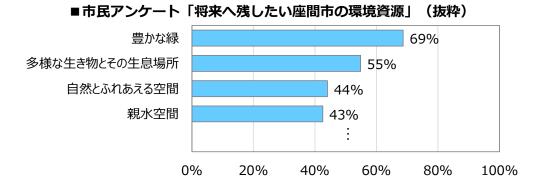
本市は、東部に広がる相模原台地に降った雨が浸み込んで地下水になるため、豊富な地下水と湧水があります。市内には13か所の湧水があり、本市の水道は地下水を主な水源としています。しかし、宅地造成などにより、林や畑などの涵養地が減少しているため、市では市内の湧水・地下水の水質・地下水位を監視しています。水質は環境基準*を達成しており、地下水位は近年、横ばいで推移しています。今後も安全な水を安定供給するため、引き続き水質・水位の把握や地下水涵養を推進していく必要があります。

市内には、西部の相模川左岸に面した水田稲作地帯と東部の栗原地域を中心とした畑作地帯にまとまった農地があります。農地は、地下水の涵養や生き物の生息場所、景観形成など多面的な機能をもっており、環境保全の観点からとても重要です。農地の重要性を認識し、農地の保全に向けて農業の活性化や農業に親しむ機会の創出が必要です。

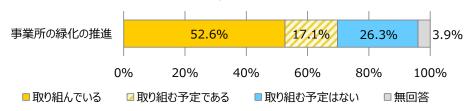
②市民・事業者の意識

市民が将来へ残したい環境資源として、豊かな緑、多様な生き物とその生息場所は半数以上の市民が選んでおり、市民が残したいと思う本市の豊かな自然を次世代に引き継いでいく必要があります。

住宅の緑化に取り組む市民は41.9%、事業所の緑化に取り組む事業者は52.6%でした。より多くの市民・事業者が緑化に取り組むよう普及啓発等を行っていく必要があります。



■事業者アンケート「環境保全等に関する取組の実施状況」(事業所の緑化の推進)



(4)都市環境

①現状と課題

本市では豊かな自然と湧水、暮らしの中で培われてきた固有の歴史や文化などの地域の 特性を生かした景観が見られます。地域の歴史的文化的資源を次世代へ引き継ぐとともに、 市としての魅力を高めていくために、良好な景観の形成を目指しています。

市内には、座間の歴史と先人たちの生活を今日へ伝える遺跡や街並みが今もなお存在しており、そうした地域の歴史や生活文化を理解し、共有することで歴史的文化的資源を保全していく必要があります。

また、自然と調和したまち並み、良好な都市環境を形成するためには、市・市民・事業者が協力して美しいまちづくりに取り組む必要があります。共通した景観向上の意識を醸成するとともに、座間市環境美化条例に基づき、積極的に地域環境の美化に努める必要があります。

②市民・事業者の意識

市民の都市環境に関する満足度では、「まちの景観がきれいである」、「ごみが適正に処理されており、ポイ捨てや不法投棄がない」について、比較的「やや不満」、「不満」が高くなりました。まちの景観維持、ポイ捨て等の抑制を推進する必要があります。

6.3% まちの景観がきれいである 6.9% 26.9% 18.0% 1.8% 40.1% 1.8% 歴史的文化的遺産が守られている 6.6% 2.3% 8.1% 19.0% 62.2% 4.6% 自然とまちが調和している 8.6% 11.4% 27.9% 45.7% 1.8% ごみが適正に処理されており、 25.4% 9.1% 0.8% 38.1% ポイ捨てや不法投棄がない 40% 60% 80% 0% 20% 100% ■満足 □やや満足 ■どちらともいえない ■やや不満 ■不満 □無回答

■市民アンケート「今の環境の満足度」(抜粋)

(5)循環型社会

①現状と課題

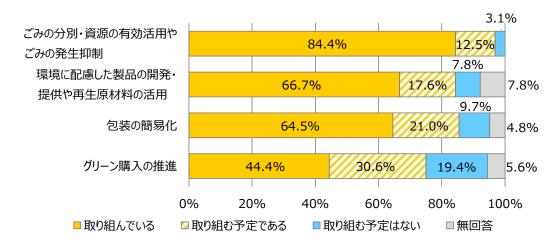
市民一人当たりの家庭系ごみの排出量は減少傾向となっており、ごみの減量化や資源化に向けた分別意識の定着が表れています。更なるごみ削減に向けて、今後も家庭における生ごみの削減やごみの資源化に対する利便性の向上など、リデュース・リユース・リサイクル(3R)を推進していく必要があります。事業者に対しても、事業系ごみ削減の働きかけを行っていく必要があります。また、近年顕在化し、大きな問題となっている食品ロスやプラスチックごみの削減のため、家庭でできる行動の意識啓発や事業者と協力した取組を推進することが求められます。

本市は、海老名市、綾瀬市とともに一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの削減、リサイクルの推進、ごみの適正処理を推進しています。また、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、生活環境の保全・公衆衛生の確保を実現するために、座間市災害廃棄物処理基本計画を令和元(2019)年に策定しました。こうした計画に基づき、引き続きごみの適正処理、市民の安全な生活環境の保全を推進する必要があります。

②市民・事業者の意識

市民のごみの削減や資源化に関する取組の実施率は、「ごみの削減、正しい分別、リサイクルの実施」、「食品ロスの削減」については半数以上でしたが、「再利用の推進」は34.5%にとどまりました。事業者のごみの削減や資源化に関する取組の実施率は、「ごみの分別・資源の有効活用やごみの発生抑制」、「環境に配慮した製品の開発・提供や再生原材料の活用」、「包装の簡易化」は半数以上でしたが、「グリーン購入*の推進」は「取り組む予定はない」と回答した事業者が19.4%となりました。実施率が低いグリーン購入や再利用の推進について、普及啓発等に努める必要があります。

■事業者アンケート「環境保全等に関する取組の実施状況」(抜粋)



(6) 生活環境

①現状と課題

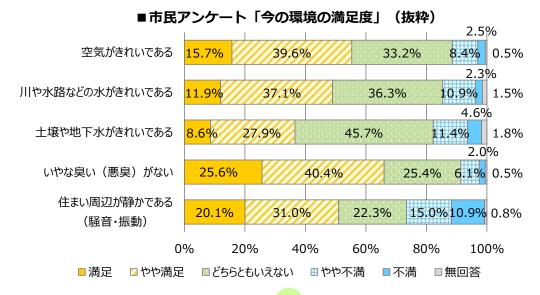
大気汚染物質のうち、市内で観測している二酸化窒素及び浮遊粒子状物質*の濃度は、環境基準を満たしており、良好な状態に保たれています。一方で、光化学オキシダント*は、全国の他都市と同様に環境基準を満たしておらず、気象条件などによって光化学スモッグ*を発生させる原因となるため、座間市光化学スモッグ緊急時措置要綱に基づき、被害の防止に努めています。今後も継続的な監視と大気汚染物質の主な発生源である、自動車や工場・事業所からの排出抑制が必要です。

市内を流れる代表的な河川である鳩川と目久尻川における、人の健康の保護に関する項目はいずれも環境基準を満たしていますが、生活環境の保全に関する項目は一部が環境基準を満たしていません。今後も状況を注視しながら調査を継続するとともに、家庭や工場・事業所からの排水対策や公共下水道の接続率の向上を推進する必要があります。

騒音は、工場や建設現場、航空機、自動車等から発生する騒音や楽器や音響機器、給排水音、ペットの鳴き声など市民の日常生活に起因する生活騒音など多岐にわたります。市内4地点で実施している地域の環境騒音の環境基準は全地点で達成しています。しかし、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークなど在宅時間が増えたことにより住居系地域の苦情が増加しました。今後も継続した調査と苦情の早期解決に取り組んでいく必要があります。

②市民・事業者の意識

市民の生活環境に関する満足度では、「空気がきれいである」、「川や水路などの地下水がきれいである」、「いやな臭いがない」、「住まい周辺が静かである」については、「満足」、「やや満足」を合わせて約50%以上となりました。一方で、「住まい周辺が静かである」については、「やや不満」、「不満」も比較的高くなりました。局所的に発生する騒音・振動への対策が求められています。



(7)環境教育・学習

①現状と課題

水や緑の豊かな自然を保全し、ゼロカーボンシティを実現するためには、市・市民・事業者が連携して市全体で環境保全活動、地球温暖化対策に取り組む必要があります。また、次世代を担う子どもたちや若年層を中心に環境意識を醸成し、一人一人が積極的に行動するまちを目指した人材育成が必要です。

市では環境講演会やざまっ子環境教室などの様々な環境学習を実施しています。また、 市内の小中学校と連携して「レッツトライひまわり環境 I S O」を推進しており、子ども たちが環境へ関心をもち、環境にやさしい活動を実践しています。幅広い年齢層に合わせ た環境学習・普及啓発の機会の拡充や新しい生活様式を踏まえたイベントへの参加方法の 検討、S N S による情報発信の充実を推進する必要があります。また、各主体が協働・連携 して取組を進めていくため、行政が率先して取り組むとともに、近隣自治体などとの都市 連携により、広域的にも先進的な取組を進めていく必要があります。

②市民・事業者の意識

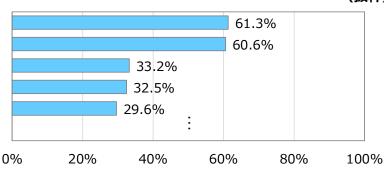
地域の市民・事業者の連携による環境保全等に関する活動への参加意向は、市民・事業者いずれも80%以上が「機会やきっかけがあれば、参加・協力したい」と回答しています。環境保全等に関する活動や環境活動団体に参加する人を増やすために重要な取組として、「活動に関する情報発信を増やす」、「活動を気軽に体験できる機会をつくる」と回答した市民が約60%でした。気軽な参加機会の創出と情報発信の充実が求められています。

市民 2.3% 82.7% 14.2% 0.8% 事業者 6.9% 80.2% **11.9%** 1.0% 0% 20% 40% 60% 80% 100% ☑ 機会やきっかけがあれば、参加・協力したい ■積極的に参加・協力したい ■参加・協力したいと思わない □無回答

■市民・事業者アンケート「環境保全等に関する活動への参加意向」

■市民アンケート「環境保全等に関する活動や団体に参加する人を増やすために重要な取組」 (抜粋)

活動に関する情報発信を増やす 活動を気軽に体験できる機会をつくる 活動のやりがいや楽しさをPRする 子どもたちの学習、体験機会を充実する 環境保全に対する効果を明らかにする



第3音	望ましん	ハ環境像と	実現に向	けた	施舍体系
加リモ	主めしり	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 大小いし IP		リじりべ ドサノバ

第3章 望ましい環境像と実現に向けた施策体系

1 望ましい環境像

前計画では、策定当時の第四次座間市総合計画の将来都市像や基本条例の理念「豊かな水と緑が輝く私たちのまち座間」の実現を踏まえ、望ましい環境像を「豊かな水と緑を守り育て 未来へつなぐ 人と環境にやさしいまち ざま」と定めました。

第五次座間市総合計画では、本市が目指すまちの姿として「ひと・まちが輝き 未来へつなぐ」と定め、市民と地域と行政が知恵と力を出し合い連携して、本市が持続的に発展することを目指しています。

近年、深刻化する地球環境問題や顕在化したごみ問題等を踏まえ、市・市民・事業者が連携・協働しながら豊かな水と緑を守ると同時に、未来も安全安心で快適に住み続けられる まちづくりが必要です。

このような基本条例の理念や第五次座間市総合計画の目指す姿、社会情勢等を踏まえ、 本市の望ましい環境像を次のように定めます。



撮影場所:四ツ谷地区のひまわり畑

◆豊かな水と緑

本市は、起伏に富んだ地形の下、豊かな自然と湧水、地下水が豊富にある恵まれた環境を有しています。畑、果樹園、水田、樹木などの緑資源は、西から東にかけて複雑に変化する地形に対応して分布しています。また、湧水、地下水は昔から生活、工業、農業用水として使われており、市民の生活にかけがえのないものです。

こうした自然環境の保全及び創造に多くの主体がともに取り組むことで、「豊かな水と 緑」を守り育てることを目指します。

◆みんなで未来へつなぐ

今日の環境問題の解決や令和32(2050)年度までにゼロカーボンシティを達成するためには、市民一人一人、事業者一つ一つが環境負荷の少ないライフスタイル、ビジネススタイルを実践していく必要があります。さらに、市・市民・事業者が連携して、市全体で総力を挙げて取り組まなければなりません。

また、恵まれた環境を保全し、環境にやさしいまちとするためには、未来を担う世代へ の環境教育の拡充に努める必要があります。

一人一人が主体的に行動し、市・市民・事業者が連携・協働して、「みんなで未来へつなぐ」ことを目指します。

◆環境にやさしいまち

深刻化する地球温暖化や気候変動などの地球規模の環境問題、プラスチックごみや食品 ロスなどのごみ問題といった課題へ取り組むことが求められています。脱炭素社会や循環 型社会を形成することは、本市の貴重な自然環境を保全し、未来へ引き継いでいくことに つながります。

限りある資源やエネルギーを大切に利用するなど持続的に発展し、豊かな水と緑を守り、 市民が自然の恵みを感じながら暮らせる「環境にやさしいまち」を目指します。

な水と緑を みんなで未来へつなぐ 環境にやさしいまち

望ましい環境像の実現に向けた施策体系

望ましい環境像「豊かな水と緑を みんなで未来へつなぐ 環境にやさしいまち ざま」を実現するために6つの「基本目標」を設定します。各基本目標には、目標の達成状況を示す「達成指標」を設定し、施策の推進による効果の把握と計画の進捗管理に活用します。

望ましい環境像

豊か

基本目標・達成指標

基本目標 1 地球環境

ゼロカーボンシティを実現し、気候変動に適応するまち

達成指標	現状値*	目標値*
市域における 温室効果ガス排出量削減率	2013 年度 (基準年度) 560.2 千 t-CO ₂	基準年度比 46%以上削減

基本目標 2 自然環境

豊かな自然環境の保全と創造を図り、自然の恵みを身近に感じることのできる まち

達成指標	現状値	目標値
市民一人当たり都市公園面積	5.08m ²	5.17m ²

基本目標3 都市環境

自然や歴史・文化と融合した美しく魅力あふれるまち

	達成指標	現状値	目標値
	集団清掃活動実施回数	5 回	増加

基本目標4 循環型社会

循環型社会を形成し、今ある限りある資源を活かすまち

達成指標	現状値	目標値
一人一日当たりの家庭ごみ排出量	595g/人・日	595g/人・日
事業系一般廃棄物排出量	4,654t	3,000t

基本目標 5 生活環境

良好な生活環境の創造を進め、快適で安心して暮らせるまち

達成指標	現状値	目標値
生活環境に関する苦情を解決した割合	98%	100%

基本目標6 環境教育・学習

ライフステージに応じた学びの機会があり、市・市民・事業者が協働して環境 活動に取り組むまち

達成指標	現状値	目標値
生涯学習宅配便(環境関連講座)実施回数	20 回	増加

※ 現状値は令和 3 (2021) 年度、目標値は令和 12 (2030) 年度の数値を示します。

また、基本目標及び達成指標の達成に向けて、19の「計画の柱」を設定し、施策を推進 します。計画の柱には、「具体的施策」と具体的施策の進捗度を示す「進行管理指標」を位 置づけ、進行管理指標による施策の進捗状況の評価・点検・見直しを行います。

なお、「基本目標1」は、座間市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び座間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)、座間市地域気候変動適応計画に位置づけます。

温暖化対策実行計画(事務事業編)、座間市地域気候変動適応計画に位置づけます。 計画の柱 具体的施策 ○省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進 1-1 省エネルギー・ ○低炭素電力利用の推進 ○地球温暖化対策意識の啓発 再生可能エネルギーの推進 (区域 ○電気自動車の普及促進 1-2 環境負荷の少ない交通 ○交通における環境負荷低減の推進 の推進 攻施策編) ○吸収源の保全と活用 1-3 吸収源対策の推進 ○省エネルギーの推進 ○再生可能エネルギー設備の導入 1-4 市役所における脱炭素化 ○低炭素電力調達の推進 ○電気自動車等の導入 の推進 ○ひまわり環境システムの運用 ○ESCO 事業*の実施 1-5 気候変動適応策の推進 ○各分野の適応策の推進 ○緑化の推進 ○緑化意識の啓発 ○公園などの整備 2-1 緑地の保全と緑化の推進 ○地下水位の監視 ○地下水採取量の把握 2-2 湧水・地下水の保全と活用 ○地下水のかん養対策 2-3 農地の保全と活用 ○農地の整備 ○遊休農地の対策 ○地産地消の推進 2-4 生物多様性の保全 ○自然保護の推進 ○自然保護意識の啓発 ○地区まちづくりの推進 ○美化活動の推進 3-1 環境美化の向上 3-2 都市景観の向上 ○都市景観の形成 ○道路植栽の整備 地域 3-3 歴史的文化的遺産の保全 ○文化財保全意識の啓発 気候変動 ○ごみ減量化・リサイクルの推進 4-1 ごみの減量化・リサイクル ○資源物の分別収集 ○効率的な塵芥収集の実施 適 の推進 応計 4-2 ごみの適正処理と不法投棄 画 ○ごみ適正処理推進及び不法投棄対策 の防止 ○大気汚染物質への対策 ○河川水質の測定 5-1 大気・水質・土壌汚染防止 ○工場・事業所排水への対策 ○公共下水道水洗化の普及 ○地下水の水質測定 対策 ○十壌汚染への対策 ○悪臭への対策 5-2 騒音・振動防止対策 ○騒音・振動の測定 ○環境保全意識の啓発 6-1 環境教育・学習の推進 6-2 市・市民・事業者の連携 ○市民活動の支援・推進 ○事業者活動の支援・推進

強化

6-3 環境情報の公開

○他自治体間連携の推進

○環境情報の提供 ○教育研究の推進